

年末たすけあい運動「慰問金」申請について(お知らせ)

毎年12月1日から31日までご協力いただいております「年末たすけあい運動」の募金は、福祉ニーズを持つ世帯への年末慰問金や多摩区社会福祉協議会の実施する福祉事業に活用しています。

今年度も年末たすけあい運動慰問金の申請を下記のとおりに受付けます。交付が決定された方には、昨年度と同様に12月下旬に現金書留等でお渡しいたします。なお、審査の結果、慰問金対象世帯に該当しない等の理由で交付できない場合もございますので、ご了承ください。

慰問金対象世帯

次のいずれかの項目に該当し、多摩区内で在宅生活している方のいる世帯

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| 1 身体障害者手帳1級又は2級の方 | 【添付書類：身体障害者手帳の写し】 |
| 2 療育手帳Aの方 | 【添付書類：療育手帳の写し】 |
| 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方 | 【添付書類：精神障害者保健福祉手帳の写し】 |
| 4 介護保険による要介護認定が4又は5の方 | 【添付書類：介護保険証の写し】 |

注1：福祉施設等で生活されている方は、対象外となります。

注2：令和7年10月1日から10月31日までの申請期間中、上記の1から4の要件に該当する方がいる世帯の方が申請できます。

注3：年末慰問金は、世帯に対して交付します。(同一の世帯に対象の方が複数いる場合や、対象となる要件に複数該当する場合でも、1世帯当たり1件の申請となります。)

申請について

申請期間は、**令和7年10月1日(水)から10月31日(金)まで**です。

「年末たすけあい運動『慰問金』交付申請書」に必要事項をご記入の上、添付書類と併せて多摩区社会福祉協議会に直接来所又は郵送で、令和7年10月31日(金)(消印有効)までにご提出ください。申請期間終了後は受け付けできません。

添付書類につきましては、**現住所・氏名・等級及び認定内容**が分かる部分をコピーしてください。

申請書及び申請用封筒(切手代は申請者負担)は、9月22日(月)以降に、多摩区社会福祉協議会、多摩区役所(1階・7階・8階・9階)、生田出張所、区内行政サービスコーナー、区内地域包括支援センター、区内障害者相談支援センター、多摩老人福祉センター、区内地域活動支援センター及び区内老人いこいの家に配置します。

昨年度に年末慰問金を受け取られた世帯には、申請書を郵送でお届けいたします。
※民生委員児童委員や町会からの配布はございません。

慰問金の金額について

慰問金額は、今年度の年末たすけあい運動の募金金額によって変わり、「年末たすけあい運動配分委員会」で決定いたします。

～申請先及びお問い合わせ先～

川崎市多摩区社会福祉協議会 地域課

〒214-0014 川崎市多摩区登戸1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内

電話 044(935)5500 FAX 044(911)8119

令和7年度 年末たすけあい運動「慰問金」交付申請書

川崎市多摩区社会福祉協議会会長 宛

① 記入年月日	令和7年 月 日 ()
② ふりがな	
③ 対象となる方のお名前	
④ 世帯主のお名前	
⑤ 住 所	〒214- 川崎市多摩区
⑥ 電話番号又は携帯番号	— —
⑦ ファックス番号	044 — —
⑧ 添付書類 (それぞれ該当するもののコピーを添付してください。) ※該当する番号に○を付けてください。 ※複数の手帳をお持ちの方は、1つだけ番号に○を付けてください。	☐ 1 身体障害者手帳1級又は2級の方(身体障害者手帳の写し) ☐ 2 療育手帳Aの方(療育手帳の写し) ☐ 3 精神障害者保健福祉手帳1級の方(精神障害者保健福祉手帳の写し) ☐ 4 介護保険による要介護認定が4又は5の方(介護保険証の写し) ※添付書類(それぞれ該当するもののコピーを添付してください。) 1 身体障害者手帳 …住所・氏名・写真・障害の級の書かれている所 2 療育手帳 …住所・氏名・写真・障害の程度の書かれている所 3 精神障害者保健福祉手帳…住所・氏名・写真・障害の級の書かれている所 4 介護保険証 …住所・氏名・要介護状態区分(要介護度)の書かれている所 ◎手帳の種類によっては、表裏2枚になる場合もあります。
⑨受け取りについて ※希望の受け取り方法に○を付けて下さい。	☐ 多摩区社協窓口で受取り ☐ ご自宅に現金書留で郵送 ※未記入の場合は、ご自宅へ郵便書留で郵送いたします。

※ 多摩区内で在宅生活されている、上記1から4に該当する方のいる世帯が対象です。

(福祉施設等で生活されている方は、対象外となります。)

※ 令和7年10月1日(水)から10月31日(金)までの申請期間中、上記1～4の要件を満たした方が申請できます。

※ 申請期間終了後の申請につきましては、お受けできません。

※ 太線の枠内を記入してください。

(記入の仕方)

- この申請書の記入日をお書きください。
- 申請対象となる方のお名前の「ふりがな」をお書きください。
- 申請対象となる方の「お名前」をはっきりとお書きください。
- 世帯主が、「対象となる方」と異なる場合にのみお名前をお書きください。
- 現在お住まいのところの郵便番号、町名・番地、アパート・マンション名等をお書きください。
- 電話又は携帯電話をお持ちの方は、電話番号又は携帯番号をお書きください。
- ファックスをお持ちの方は、ファックス番号をお書きください。
- 上記③の申請対象となる方が該当する事項の番号に○を付けてください(1つ)
- 希望の受け取り方法について、多摩区社協窓口または現金書留どちらかに○を付けて下さい。
窓口での受け取りを希望する場合には、決定通知を受け取った後に、12月19日(金)～12月26日(金)午前9時～午後4時までに、窓口にお越しください。

※ 個人情報の保護について

この申請書で収集した個人情報につきましては、慰問金交付以外の目的に使用することはありません。